

令和4年度

# 事業計画書

自：令和4年 4月 1日

至：令和5年 3月31日

公益財団法人 日本食品化学研究振興財団

# 令和4年度 事業計画

## <概要>

- ・食品化学に関する調査・研究及びシンポジウム開催等に対する助成事業、並びに食品化学等に係る日本への留学及び日本からの留学に対する奨学助成事業について、前年度に引き続き実施する。
- ・食品化学に関する情報の収集及び提供については、食品添加物・残留農薬に関する行政情報を中心に収集を引き続き行うとともに、ホームページでの情報提供を一層充実させるため、ホームページの改修、内容の更新を継続して実施する。
- ・受託事業については、平成15年度以降、厚生労働省等からの委託により、食品添加物の指定等に必要な安全性資料等の収集、概要書作成等を行ってきた。令和4年度は新規の受託品目は見込めないが、過去の受託品目にかかるフォローアップ調査の依頼を見込んでいる。

各事業の詳細、財団運営に必要な会議開催等の計画は以下のとおりである。

## I 助成事業

### 1 研究助成

#### 1-1 令和4年度研究助成

##### (1) 研究助成金の交付

令和3年度事業計画に基づき受理した申請について、令和4年3月4日開催の選考委員会にて選考し、3月10日開催の理事会にて採択を決定した課題の申請者に対し研究助成金の交付を行う。助成額は、令和3年度と同様に、1件につき50万円程度、総額は750万円程度とする。

##### (2) 研究助成金贈呈式

令和4年度については、研究助成贈呈式は行わないこととする。

#### 1-2 令和5年度研究助成の準備

食品添加物の安全性及び有用性等食品化学に関する調査・研究に対する助成を、本邦内の大学・研究機関等で研究活動に従事する研究者を対象に、公募して実施する。概要は以下のとおり。

(1) 研究課題等

① 一般研究

申請者が各自課題を定めて申請するもの

② 課題研究

予め当財団が研究分野を定め、その分野内で申請者が各自課題を定めて申請するもの

③ 助成期間

原則として1年とするが、研究内容により3か年を限度として継続研究を認めることがある。

(2) 助成対象者の公募

① 募集公告

本財団ホームページに募集期間の一ヶ月前から募集要項等の情報を掲載するとともに、関連専門学会(12学会)会誌及びこれら学会等のホームページに募集期間の開始前より募集公告の掲載を依頼する。

② 募集期間：令和4年11月15日～令和5年1月15日

(3) 助成対象者の決定

選考：令和5年3月開催予定の選考委員会で選考  
交付対象者決定：令和5年3月開催予定の理事会で決定

## 2 シンポジウム開催等助成

### 2-1 令和4年度シンポジウム開催等助成

(1) 前期(令和4年4月～9月)

令和3年度事業計画に基づき受理した令和4年度前期申請について、令和4年3月4日開催の選考委員会において選考し、3月10日開催の理事会にて採択を決定した申請者に助成金の交付を行う。

(2) 後期(令和4年10月～令和5年3月)

① 募集公告

本財団ホームページに募集期間の一ヶ月前から募集要項等の情報を掲載するとともに、関連専門学会(12学会)会誌及びこれら学会等のホームページに募集期間の開始前より募集公告の掲載を依頼する。

② 募集期間：令和4年7月1日～31日

③ 助成対象者の選考・決定

選考：令和4年8月開催予定の選考委員会で選考  
交付対象者決定：令和4年9月開催予定の理事会で決定

(3) 助成額等

1件につき概ね15万円～50万円の範囲で助成し、助成総額は前・後期合計で250万円程度とする。

2-2 令和5年度シンポジウム開催等助成の準備（令和5年度前期）

食品添加物その他食品化学に関する令和5年度前期（4月～9月）に開催されるシンポジウム等を対象に、一般公募により開催費の助成を行う。募集公告、募集期間、助成対象の決定は、「1 研究助成」と同じスケジュールにて実施する。

### 3 奨学助成

3-1 令和4年度奨学助成

令和4年度の助成対象者0名（応募者1名あり決定したが辞退となった）

3-2 令和5年度奨学助成の準備

食品化学及びこれに関連する科学に係る留学を行う者を対象に、一般公募して奨学助成を実施する。概要は以下のとおり。

(1) 募集対象者等

① 海外から日本への留学者

東南アジア及び南アジアから既に日本国内に留学している原則として40歳未満の学生（大学3年生以上）、大学院生及び教育・研究機関において研究に従事する者とする。

② 日本から海外への留学者

原則として40歳未満であって、教育・研究機関において研究に従事する者とする。

③ 助成期間：原則2年間を上限とする。

(2) 助成対象者の公募

① 募集公告

本財団ホームページに募集期間の1ヶ月前から募集要項等の情報を掲載するとともに、関連専門学会（12学会）会誌及びこれら学会等のホームページに募集期間の開始前より募集公告の掲載を依頼する。

② 募集期間：令和 4 年 9 月 15 日～令和 4 年 10 月 31 日

(3) 助成対象者の決定

令和 4 年 12 月上旬～中旬に選考委員会において選考を行い、12 月中旬～下旬に理事会で決定する。

#### 4 助成研究に対するフォローアップ調査

これまで当財団が助成してきた研究に関して、助成後の研究成果の活用状況、学会発表、専門誌への投稿、受賞歴等について、毎年、助成後 5 年経過したものについてフォローアップ調査を行うこととしている。令和 4 年度は、平成 29 年度助成分について調査を行う。なお令和 5 年度には平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間の集計を行う。

当該調査結果は、より効果的な助成のあり方、今後の研究課題の選考のあり方等を検討する際の参考資料とする。

## II 情報の収集及び提供

### 1 ホームページの充実

食品添加物、残留農薬その他食品化学に関する情報を厚生労働省、国立医薬品食品衛生研究所、食品安全委員会、消費者庁等より収集し、一部は英訳も行ったうえホームページ上で提供をしている。また、より見やすくするため平成 29 年度に全面改修を実施し、翌年度から新しいホームページで情報発信を行っている。

令和 4 年度は、内容の更新も含め一層の情報提供の充実を図る。

### 2 研究成果報告書

令和 3 年度研究助成対象者の研究報告を纏めた「第 28 回研究成果報告書」を刊行し、関係機関等に配付する。刊行部数は約 300 部とする。

## III 受託事業 等

### (1) 受託事業

平成 15 年からの厚生労働省委託による「国際汎用添加物の安全性等に関する調査事業」において、財団は添加物の指定に必要な概要書の作成を行った。その結果を受け、既に 41 品目が食品添加物指定されたほか、平成 30 年 12 月には 3 品目の指定作業中止と 1 品目の指定検討継続の方針が厚生労働省から示され

たところである。

国際汎用添加物に係る調査以降も、行政庁、食品業界団体、添加物製造業者からの委託により、添加物指定・使用基準改正のための概要書作成業務を行ってきた。令和4年度は新規の受託品目は見込めないが、過去の受託品目にかかるフォローアップ調査の依頼を見込んでいる。

## (2) その他

定款第3条の財団の目的である「食品化学に関する研究に対する研究助成等を行うことにより、食品の安全性の確保を図り、もって国民の健康の保持増進に寄与すること」の達成のため、現在の各事業に加えて、財団に相応しい新規事業展開の検討を継続する。

## IV 会議等開催予定

### 1 理事会

- (1) 令和4年4月21日(木) ・令和3年度事業報告・決算の承認
- (2) 令和4年9月上旬 ・令和4年度後期シンポジウム等開催助成対象者の決定
- (3) 令和4年12月中旬～下旬 ・令和5年度奨学助成対象者の決定
- (4) 令和5年3月上旬 ・令和5年度事業計画・予算の決定  
・令和5年度研究助成対象者及び前期シンポジウム等開催助成対象者の決定

### 2 評議員会

令和4年5月12日(木) ・令和3年度決算報告の承認

### 3 選考委員会

- (1) 令和4年8月下旬 ・令和4年度後期シンポジウム等開催助成対象者の選考
- (2) 令和4年12月上旬～中旬 ・令和5年度奨学助成対象者の選考
- (3) 令和5年3月上旬 ・令和5年度研究助成対象者及び前期シンポジウム等開催助成対象者の選考

### 4 研究助成金贈呈式

令和4年度は、研究助成金贈呈式は行わないこととする。

(以上)